

# 競争ルールの検証に関するWG（第53回） 関係者ヒアリング資料

< ネットワーク利用制限・指定対象事業者の見直し・通信モジュール >

2024年 3月13日  
ソフトバンク株式会社

# はじめに

情報通信産業における消費者保護や競争政策については国民生活に多大な影響を与えます。

過去積み重ねてきた政策議論を踏まえ慎重な検討が必要であり、頻繁なルール変更により消費者の混乱や歪んだ競争環境を招くことのないよう、目指すべき通信業界の将来像を明確に示しつつ、予見性のある政策立案が行われることを強く要望します。

特に公正競争や消費者保護に直結する「事業法第27条の3」に関するルールは国民や市場に与える影響が甚大であることから、特定MNOのみを適用除外とすることに対し、断固反対します。

1. ネットワーク利用制限
2. 指定対象事業者の見直し
3. その他ヒアリング項目への回答 (通信モジュール含む)

# 1. 不正利用対策

振り込め詐欺などの犯罪が社会問題化



以下の取り組みを実施

回線

不正利用  
防止法

本人確認義務化



契約者が特定できない回線を停止  
(2006年4月~)

- 犯罪利用の通信を防止

端末

自主的  
取り組み

ネットワーク利用制限

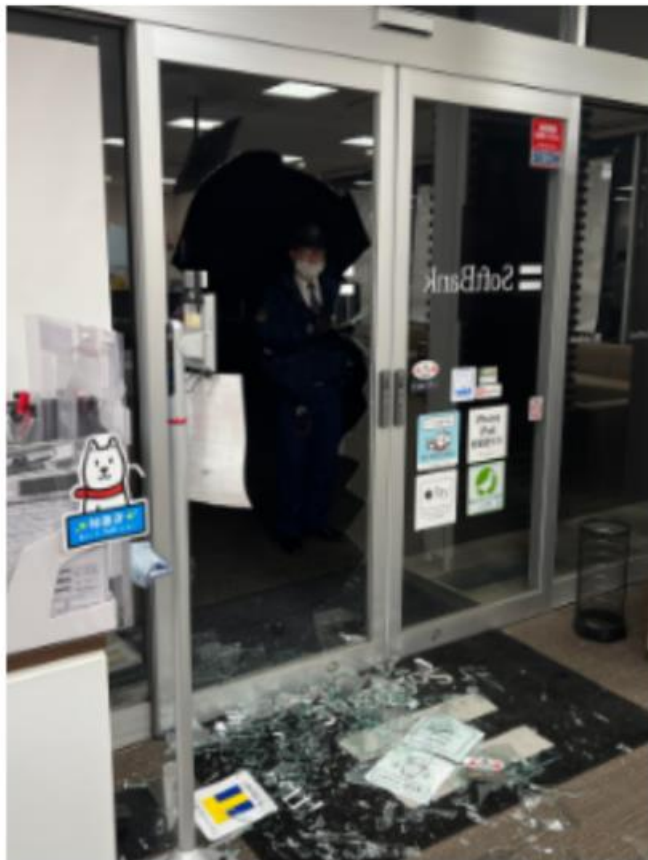


不当に取得された端末のネットワーク接続を停止  
(2008年12月~)

- 端末換金による資金源化の防止
- 犯罪利用の通信を防止

## 盗難被害状況【犯行手口】

窓ガラスを割って侵入、短時間(数分)で端末を窃盗



# 1. 警察の啓蒙活動



警視庁

安全な暮らし

交通安全

相談・お悩み

手続き



[トップページ](#)

[相談・お悩み](#)

[インターネットトラブル](#)

[その他相談事例](#)

携帯電話等を販売店からだまし

## 携帯電話等を販売店からだまし取る行為は犯罪です

更新日：2023年10月25日

最近、インターネット上の掲示板や闇サイトにおいて、

携帯を契約するバイトです  
簡単に稼げます  
即日現金を渡します  
請求書は無視してもらえばいいです  
契約した携帯電話は当方で転売します

等の文句に誘われ、

**実際に使用するつもりも、購入代金・利用料金を支払う意思もないのに、携帯電話等を契約し、販売店からだまし取った携帯電話等をアルバイト斡旋業者なる者に渡してアルバイト料をもらう**

という人がいるようです。しかし、このような

**携帯電話等を販売店からだまし取る行為は犯罪です！**

**携帯電話販売店に対する詐欺罪が成立します**



# 1. ネットワーク利用制限 ①

## 犯罪阻止を目的としてネットワーク接続を制限

### 窃盗や詐欺等の犯罪行為

その他法令に違反する行為 (携帯電話不正利用防止法違反等) による携帯電話機の不正取得

窃盗 (盗難) 等	不正契約	端末代金債務不履行	補償サービス不正利用
窃盗 (盗難) や詐欺等の犯罪行為、その他法令に違反する行為により取得された端末	申込内容の虚偽、契約住所に対する郵便物の不達等から詐欺と判断される場合	割賦契約審査を含む契約時の状況、代金債務不履行に係る契約者の対応等から詐欺と判断される場合	盗難、紛失、故障等により交換対象となった端末 (未返還)
窃盗・詐欺・占有離物 横領相当の行為	詐欺相当の行為	詐欺相当の行為	詐欺相当の行為

**犯罪利用の事例あり**

# 1. ネットワーク利用制限 ②

## <当社4G通信サービス契約約款 (抜粋)>

### (通信利用の制限)

第 33 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

2 当社は、前項の規定によるほか、円滑な電気通信役務の提供の確保又は契約者の利益のため、次の措置を執ることがあります。

(1) 窃盗、詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為により取得された端末、代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行がなされていない若しくはそのおそれが高いと当社が判断した端末又は当社が別に定める条件を満たした端末であることにより、当社が取扱所交換設備に利用制限端末として登録した自営端末設備が、契約者回線又は付随契約者回線に接続された場合に、4G 通信サービスの利用を制限する措置。

(2) 第 56 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 2 号に違反したと当社が認めた場合、当該契約者回線、付随契約者回線及び自動着信転送機能により転送される相手先(転送が複数回行われる場合はそれぞれの相手先を含みます。)への通信を制限する措置。

(3) 無線設備規則、別記 1 の技術基準及び技術的条件、事業法施行規則第 31 条で定める場合又は技術基準相当基準に適合しない自営端末設備が、契約者回線又は付随契約者回線に接続された場合に、4G 通信サービスの利用を制限する措置。

不当に取得された端末による  
通信を制限する可能性がある  
ことを約款に規定



# 1. ネットワーク利用制限 ③

## WEBサイトでステータスの確認が可能

### <当社WEBサイト>

#### ネットワーク利用制限携帯電話機の確認方法

以下の操作にて確認することができます。

以下のリンク先にアクセスし、確認したい携帯電話機の製造番号（IMEI）15桁を半角数字で入力し、「送信」を選択していただくと、確認することができます。

[ネットワーク利用制限携帯電話機の確認 >](#)

SoftBank

ネットワーク利用制限  
携帯電話機の確認

携帯電話機の製造番号を  
入力してください

(15桁の半角数字)

確認

Copyright © SoftBank Corp. All rights reserved.



IMEIを入力 ⇒  
NW制限のステータス (○/△/×) 表示

### <総務省携帯電話ポータルサイト>

#### 中古端末を購入するときに確認すべき点

— ネットワーク利用制限がかかっていませんか？

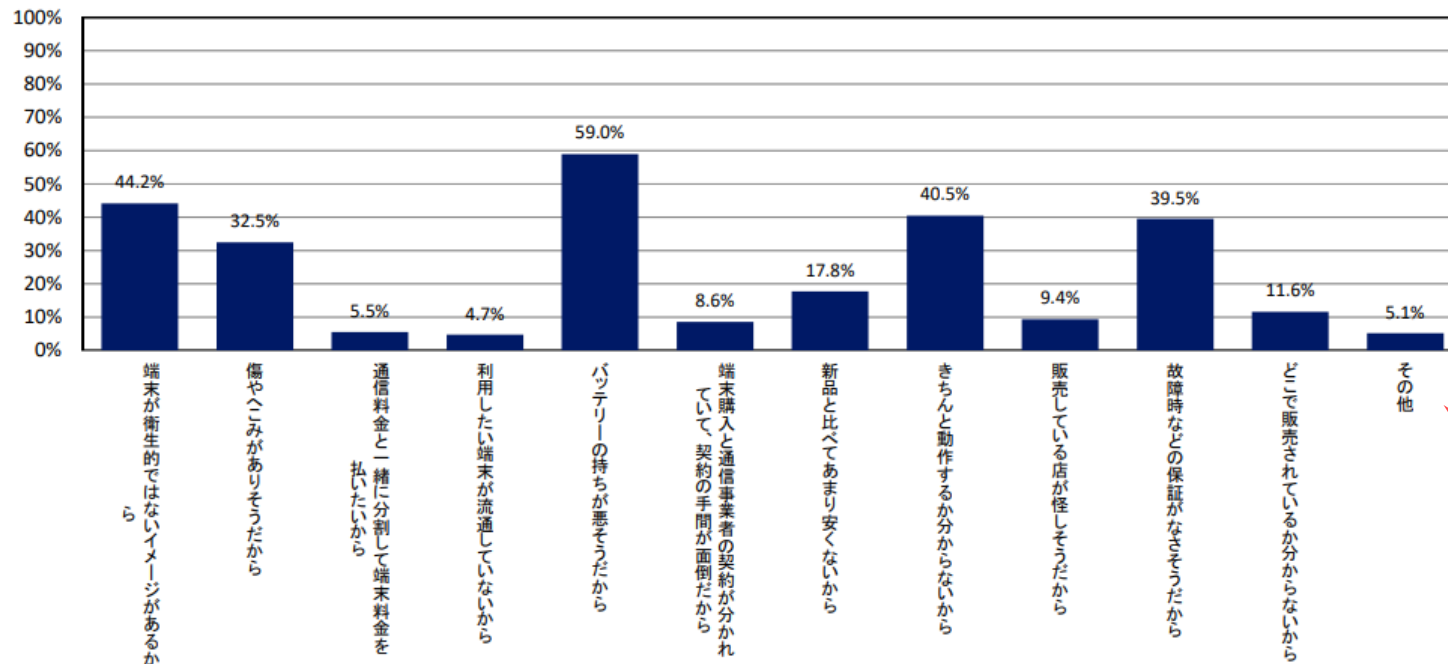
前の所有者が端末の支払いを済ませておらず、ネットワーク利用制限がかかった端末は、「赤ロム」と呼ばれています。「赤ロム」は、SIMカードを差し込んでも通話やデータ通信などができないので気をつけましょう。「赤ロム」であるかどうかは、携帯会社のサイトから、端末ごとに割り振られている製造番号で検索できますので確認してみましょう。

- NTTドコモ <http://nw-restriction.nttdocomo.co.jp/search.php> 
- KDDI (au) <https://my.au.com/cmn/WCV009001/WCE009001.hc> 
- KDDI (UQ mobile) <https://uq-communications.jp/nw-restriction/> 
- ソフトバンク <https://ct11.my.softbank.jp/WBF/icv> 

# 【参考】「中古スマホを使用しない理由」(2021年度 アンケート)

Q30. 中古の携帯電話端末を利用しようとは思わない理由を教えてください。(複数選択可)

	回答数	%
全体	1712	100.0
1 端末が衛生的ではないイメージがあるから	756	44.2
2 傷やへこみがありそうだから	556	32.5
3 通信料金と一緒に分割して端末料金を払いたいから	95	5.5
4 利用したい端末が流通していないから	81	4.7
5 バッテリーの持ちが悪そうだから	1010	59.0
6 端末購入と通信事業者の契約が分かれていて、契約の手間が面倒だから	147	8.6
7 新品と比べてあまり安くないから	304	17.8
8 きちんと動作するか分からないから	693	40.5
9 販売している店が怪しそうだから	161	9.4
10 故障時などの保証がなさそうだから	677	39.5
11 どこで販売されているか分からないから	198	11.6
12 その他	88	5.1



ネットワーク利用制限を理由としていない

※ 2021年度公正取引委員会「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）MNO3社の利用者向け消費者アンケート」

## どちらを重視するかの問題

- 
- 接続制限の回避
  - 中古業者の負担減

- 犯罪増加？
- 反社勢力の資金源

定量的な判断は難しい

1. ネットワーク利用制限
- 2. 指定対象事業者の見直し**
3. その他ヒアリング項目への回答 (通信モジュール含む)

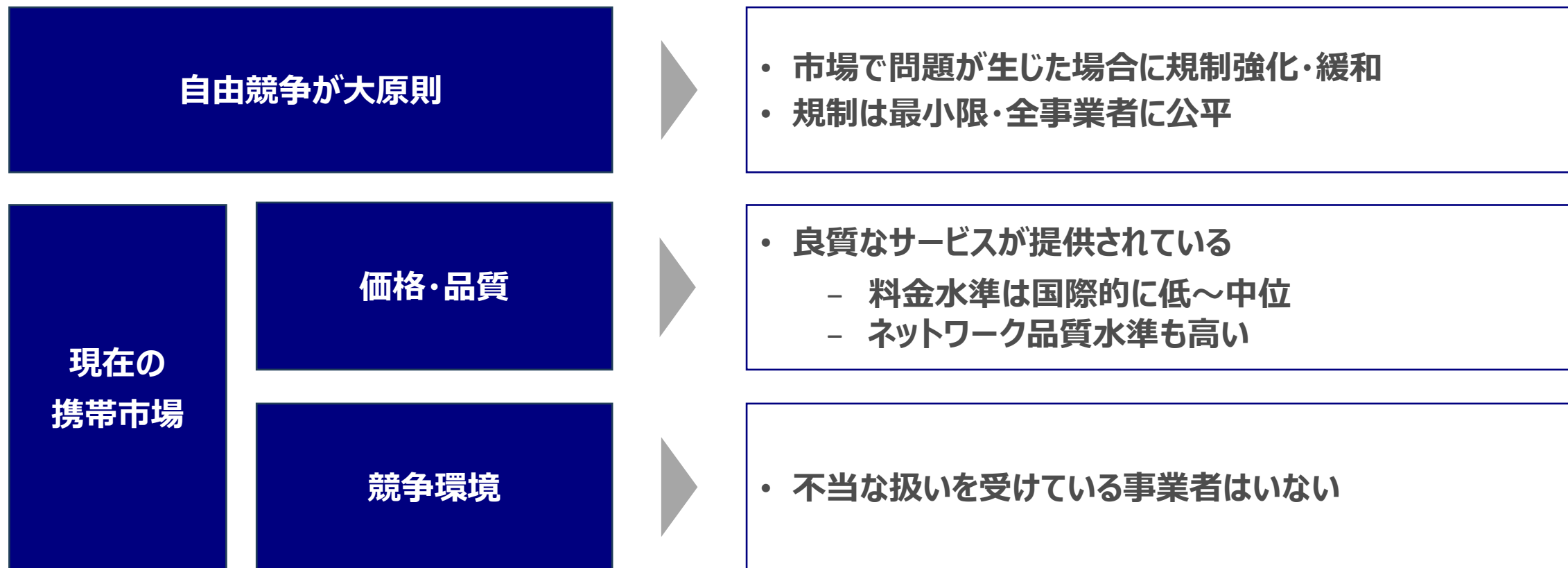
【ヒアリング事項】

事業法第27条の3指定対象事業者の見直しについて



**断固反対**

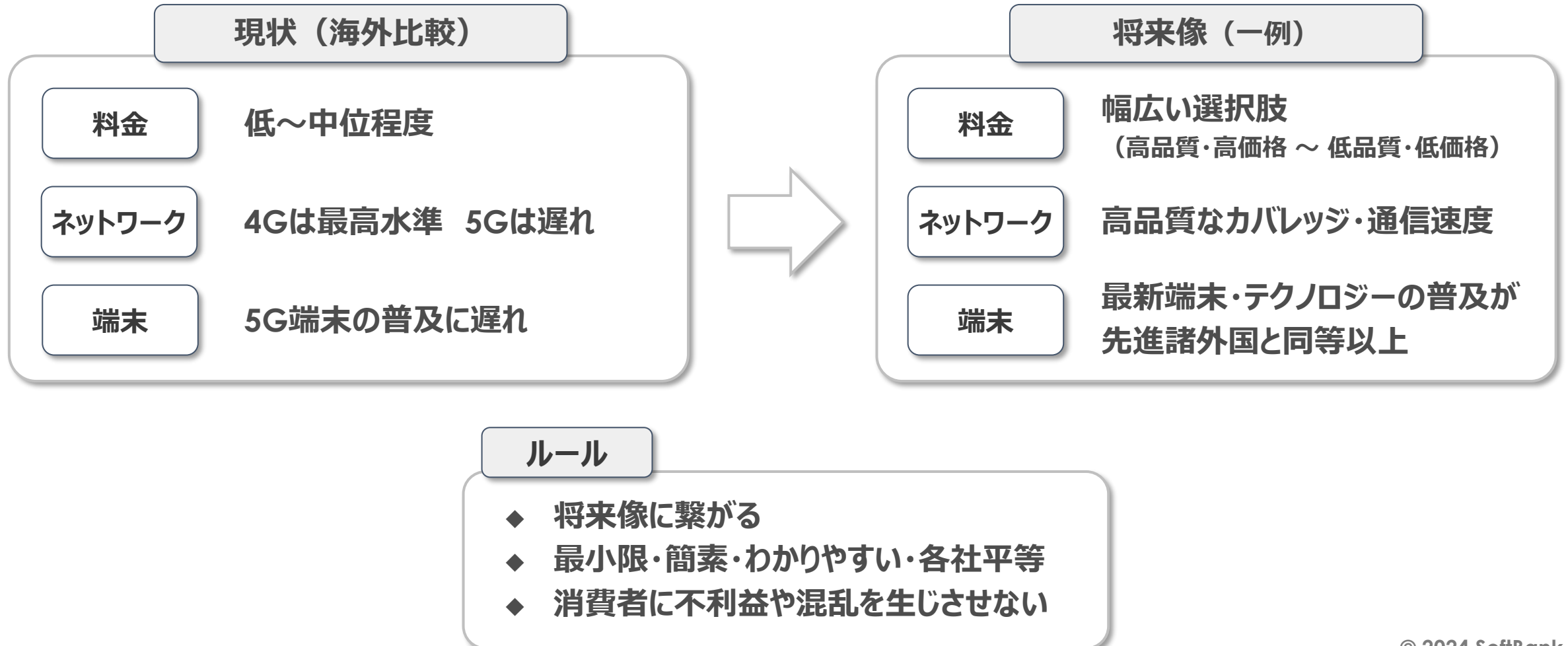
- 見直しが必要な市場環境の変化は生じていない (昨年末にルール改正)
- 小売市場でのハンディキャップは消費者の混乱を招く



**消費者が自由にサービスを選択できる環境が実現 (移行障壁は撤廃済み)**

## 2. 規制に関する当社の考え (2023年12月4日当社ヒアリング資料 再掲)

競争・市場ルールの検討に際しては、海外比較などを通じて日本市場の現状を把握し、**向かうべき将来像を明確にすることが必要**



# 【参考】料金水準・ネットワーク品質の海外比較

## 2. スマートフォン4G (MNO: 最安)

5

- シェア上位3又は4事業者(サブブランドを含む)のポストペイド型の一般利用者向け料金プラン(新規契約の場合)のうち、通話時間・データ通信量等の利用モデルに照らして最も安いものについて、月々の支払額を比較。
- 東京の支払額は、2GBで低い水準、5GB、20GB、50GB、100GB及び無制限で中位の水準となっている。

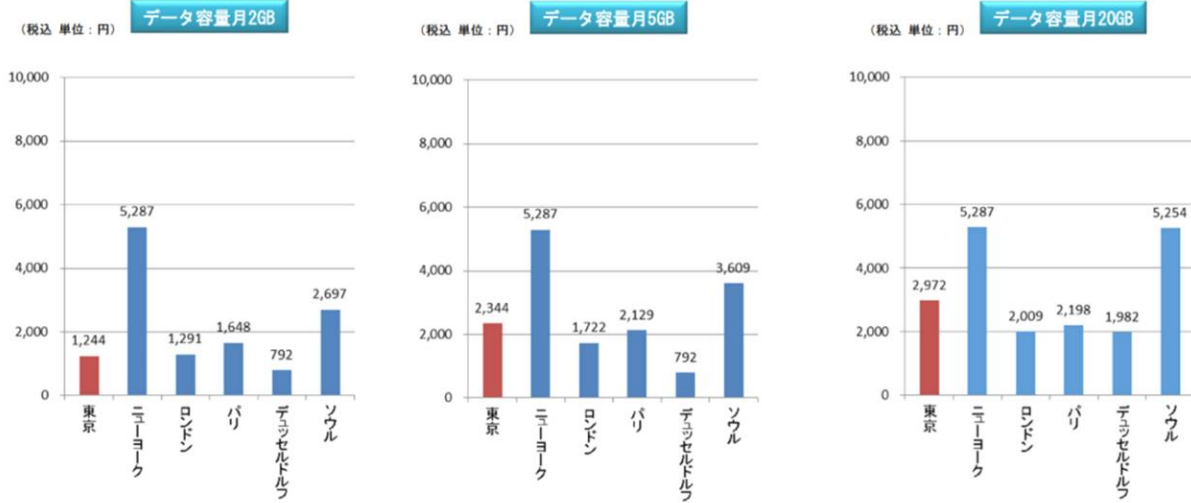
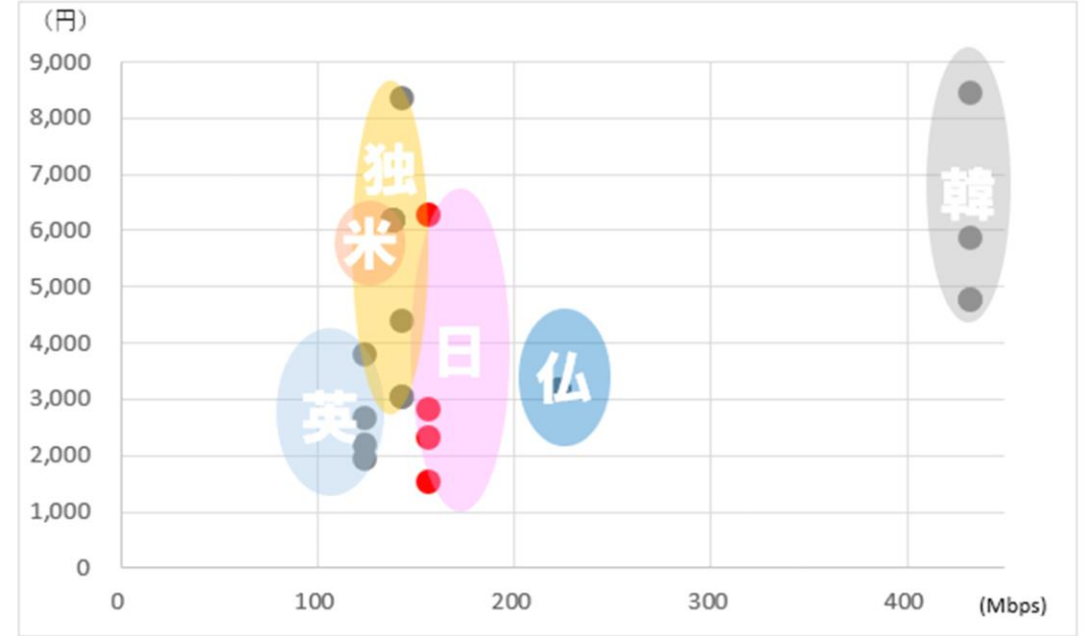


表3. 各国主要携帯電話事業者の5Gダウンロード速度と料金の関係性



\*縦軸は、各国MNOのスマートフォン料金プラン月額平均値。(2023年3月時点)  
 \*各国の点は、下からデータ容量 2GB、5GB、20GB、無制限の料金を表す。  
 \*横軸は、各国のスマートフォンの5Gダウンロード速度。  
 (出典: OPENSIGNAL「Benchmarking the Global 5G Experience - June 2023」  
 「5G Download Speed - GLOBAL」)

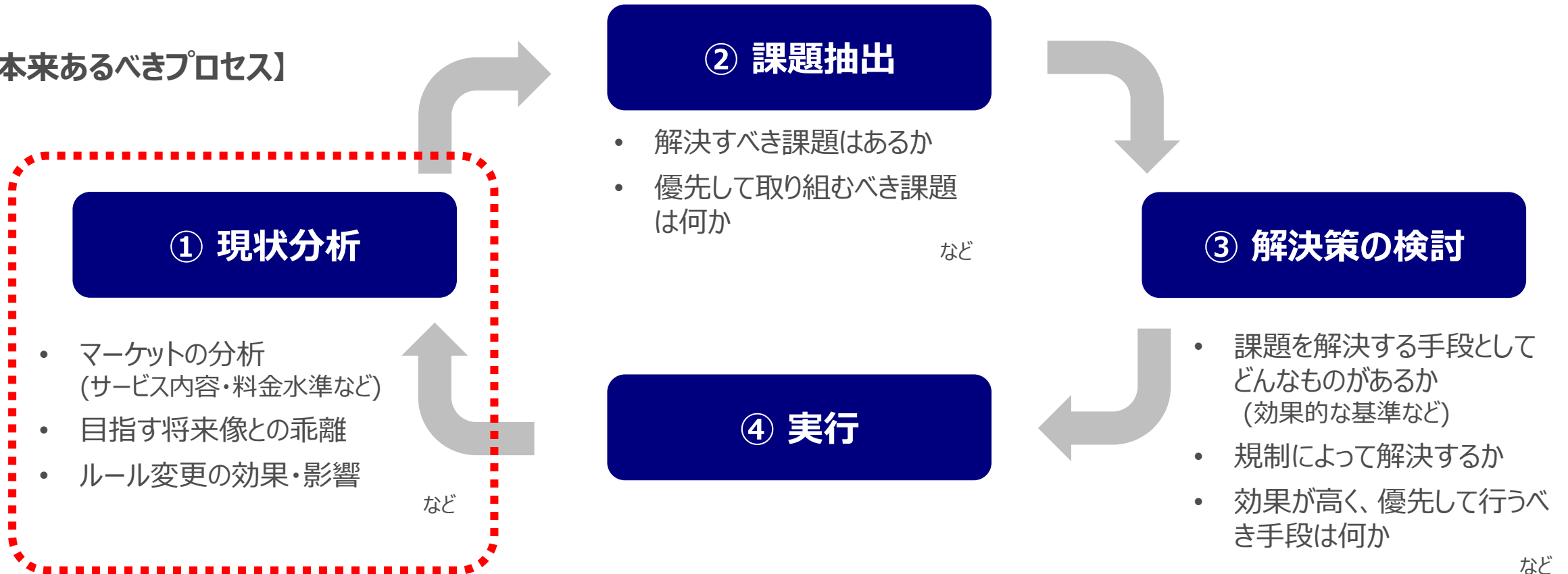
※ 総務省 2023年5月 電気通信サービスに係る内外価格差調査－令和4年度調査結果(概要)－

※ ICT総研 2024年1月 スマートフォン料金と通信品質の海外比較に関する調査



## 昨年末にルール改正 ⇨ まずは現状の把握・分析が必要

【本来あるべきプロセス】



## 2. 指定対象事業者の見直しによる懸念

近年の政策で解決を目指した課題が再燃 ⇒ これまでの方向性に**明らかに逆行**

### 解決を目指した課題

※ 2022年9月「競争ルールの検証に関する報告書 2022」より一部抜粋

- 「転売ヤー」問題
- MVNOの淘汰
- 端末の買換え頻度の違いによる利用者の不公平感 (通信と端末の分離)

**規制対象外の事業者を作るべきではない**

※ 公正競争担保のための非対称規制は消費者保護や犯罪抑止に関わるルールではなく、接続ルールで担保

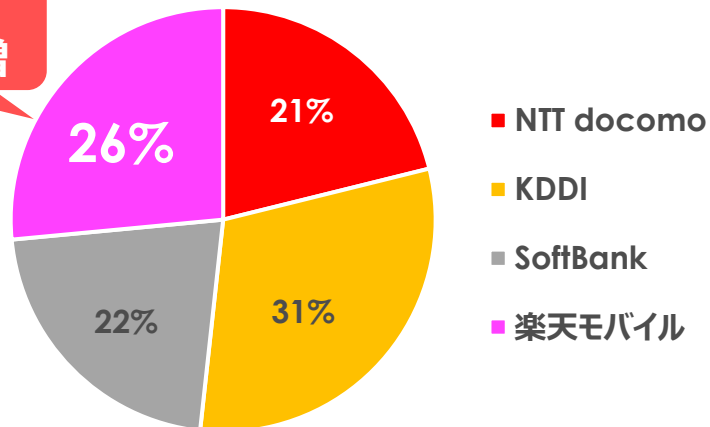
## 2. 楽天モバイルが優遇されることへの疑問

現在の競争状況やこれまでの優遇策を考えれば、  
今以上に楽天モバイルを優遇する理由はない

競争状況

2023年10-12月 MNO純増シェア

他MNOと  
遜色ない純増

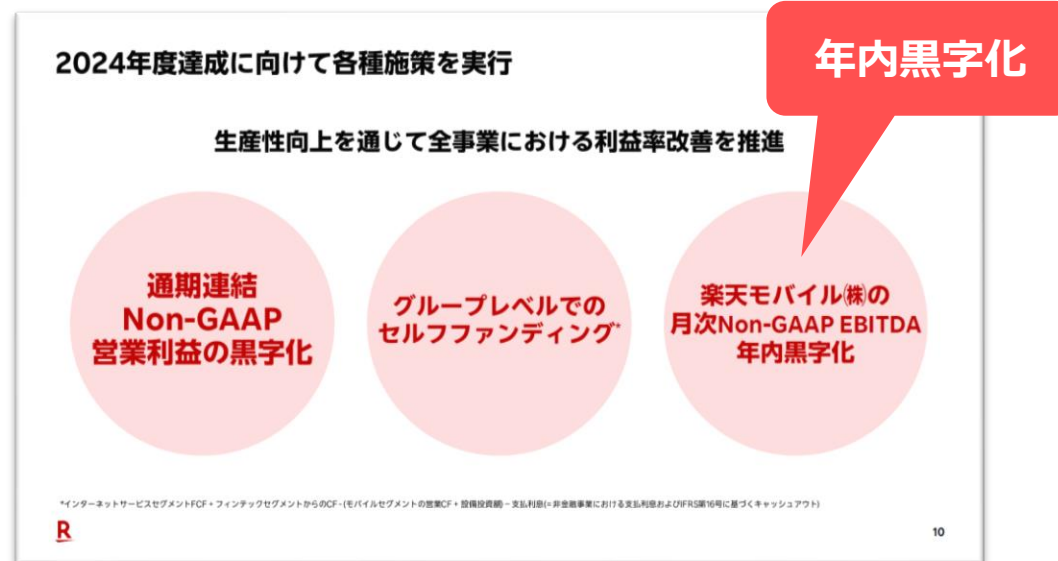


※ 各社決算データシート (2023年9月末と2023年12月末の累計契約数より計算)

これまでの  
優遇策

MNO事業開始4年後にプラチナバンド割当 (2019年事業開始 2023年割当)

【参考】 当社の場合 MNO事業開始18年後にプラチナバンド割当 (1994年事業開始 2012年割当)



※ 2024年2月14日 楽天決算プレゼンテーション資料より



## 2. 指定対象事業者の見直し (再掲)

【ヒアリング事項】

事業法第27条の3指定対象事業者の見直しについて



**断固反対**

- 見直しが必要な市場環境の変化は生じていない (昨年末にルール改正)
- 小売市場でのハンディキャップは消費者の混乱を招く

1. ネットワーク利用制限
2. 指定対象事業者の見直し
3. その他ヒアリング項目への回答 (通信モジュール含む)

## その他ヒアリング項目への回答

# その他ヒアリング項目への回答

ヒアリング事項	回答
<p>① 現在実施しているネットワーク利用制限の内容とその件数（推移）（4類型ごと）</p>	<p style="text-align: right; color: white; background-color: red; padding: 5px;">構成員限り</p>
<p>② ネットワーク利用制限を実施している理由（必要性）や有効性（4類型ごと）</p> <p>③ ②に関し、他の手段で担保することはできないのか（4類型ごと）</p>	<p>犯罪行為の抑止を目的としてネットワーク利用制限を行っています。犯罪に使用された事例を基に導入しましたが、長期間に渡って実施しており、その抑止効果を定量的に測ることは困難です。手段は複数存在した方が抑止効果が高いと考えます。</p>
<p>④ 中古端末を購入した第三者が通信料金を適切に支払っているにも関わらず、ネットワーク利用制限により、通話・通信の利用ができなくなる現状をどのように考えるか</p>	<p>第三者が利用する端末の接続が制限されるといった事象は発生しないことが理想ですが、本件は犯罪抑止とのトレードオフの関係にあるため、どちらを重視するのかという判断と考えます。現実的には中古端末販売時の説明を徹底することで一定程度のトラブル回避は可能とも考えます。</p>
<p>⑤ ネットワーク利用制限を禁止することについてどのように考えるか また、禁止した場合の影響（4類型ごと）</p>	<p>犯罪行為の抑止手段が減ることになるため、抑止効果は良くて現状維持ですが、現実的には低下する可能性が高いと考えます。むしろ昨今の社会情勢を鑑みて、接続を制限するネットワークを全社に広げるなど、犯罪抑止効果を高めることを検討すべきとも考えます。</p>

## ネットワーク 利用制限



# その他ヒアリング項目への回答

ヒアリング事項		回答
通信モジュール	① 通信モジュール向けの通信サービスに関して、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することについてどのように考えるか	趣旨には賛成します。 具体的な対象・基準等は今後検討が必要と考えます。



# 情報革命で 人々を幸せに

SoftBank